

令和6年度

【No. 19】指定障害福祉サービス事業者等指導調書

○ 指定地域移行支援・指定地域定着支援

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連 絡 先 等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指 導 監 査 課 (市)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4両面印刷で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去3年の出席状況＞

令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)

- 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

- 集団指導を欠席した場合、上記運営指導の実施頻度を待たず、運営指導を行う場合があります。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	1
II	主眼事項及び着眼点（指定地域移行支援，指定地域定着支援）	
第1	基本方針	2
第2	人員に関する基準	2
1	従業者	2
2	管理者	2
第3	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	4
2	契約内容の報告等	4
3	提供拒否の禁止	4
4	連絡調整に対する協力	4
5	サービス提供困難時の対応	4
6	受給資格の確認	6
7	給付決定の申請に係る援助	6
8	心身の状況等の把握	6
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	6
10	身分を証する書類の携行	6
11	サービス提供の記録	8
12	給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	8
13	給付費の額の受領	8
14	給付費の額に係る通知等	10
15	具体的取扱方針	10
16	地域移行支援計画の作成等	12
17	地域定着支援台帳の作成等	14
18	地域における生活に移行するための活動に関する支援	14
19	障害福祉サービスの体験的な利用支援	14
20	体験的な宿泊支援	16
21	常時の連絡体制の確保等	16
22	緊急の事態における支援等	16
23	関係機関との連絡調整等	18
24	給付決定障害者に関する市町村への通知	18
25	管理者の責務	18
26	運営規程	18
27	勤務体制の確保等	20
28	業務継続計画の策定等	24
29	設備及び備品等	26
30	衛生管理等	28
31	掲示等	32
32	秘密保持等	32
33	情報の提供等	32
34	利益收受等の禁止	32
35	苦情解決	34
36	事故発生時の対応	36
37	虐待の防止	36
38	会計の区分	38
39	記録の整備	38

第4 変更の届出等	38
-----------	----

第5 サービス費の算定及び取扱い

基本事項	40
1 地域移行支援サービス費	40
1の2 ピアサポート体制加算	44
1の3 初回加算	48
2 集中支援加算	48
3 退院・退所月加算	48
4 障害福祉サービスの体験利用加算	50
5 体験宿泊加算	50
6 居住支援連携体制加算	54
7 地域居住支援体制強化推進加算	54
1 地域定着支援サービス費	56
2 ピアサポート体制加算	58
3 日常生活支援情報提供加算	60
4 居住支援連携体制加算	60
5 地域居住支援体制強化推進加算	62

<「着眼点」欄の略号>

- 【移行】 = 指定地域移行支援の該当項目
- 【定着】 = 指定地域定着支援の該当項目
- 【共通】 = 【移行】・【定着】の共通項目

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日, 法律第123号)
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日, 政令第10号)
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日, 厚生労働省令第19号)
	平24厚令27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号)
告示	平24厚告226	指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)
	平24厚告124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)
	平21厚告176	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域 (平成21年3月3日, 厚生労働省告示第176号)
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成18年9月29日, 厚生労働省告示第539号)
	平30厚告114	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準 (平成30年3月22日, 厚生労働省告示第114号)
通知等	平24障発0330第21号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号)
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年1月31日, 障発第1031001号)

空 白

運営指導当日準備する必要書類

指定地域移行支援, 指定地域定着支援

1	勤務表, 出勤簿	有・無
2	資格証等	有・無
3	契約書, 重要事項説明書	有・無
4	利用料金等の説明文書, パンフレットなど	有・無
5	受給者証(写)	有・無
6	サービス利用計画等	有・無
7	辞令又は雇用契約書	有・無
8	職員の研修の記録	有・無
9	業務継続計画	有・無
10	衛生管理等に関する記録	有・無
11	就業規則	有・無
12	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書, 誓約書など)	有・無
13	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
14	苦情解決に関する記録	有・無
15	事故に関する記録	有・無
16	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
17	損害賠償保険証書	有・無
18	変更届(控)	有・無
19	地域相談支援給付費請求書(控)	有・無
20	地域相談支援給付費明細書(控)	有・無
21	サービス提供実績記録票(控)	有・無
22	サービス提供証明書(控)	有・無
23	領収証(請求書)(控)	有・無
<p>注1 運営指導対象期間は, 前年度4月1日から運営指導当日までですので, その期間に対応した上記書類を準備してください。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>第1 基本方針</p>	<p>【移行】 (1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>【定着】 (1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>【共通】 (4) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>【共通】 (1) 事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を置いているか。 ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>【共通】 (2) 指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員であるか。</p> <p>【共通】 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>ある・ない</p> <p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>【共通】</p> <p>(1) 事業者は、給付決定障害者が指定地域相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った指定地域相談支援給付決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第27条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。</p> <p>また、当該指定地域相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>【共通】</p> <p>事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>【共通】</p> <p>事業者は、正当な理由がなく、指定地域相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>【共通】</p> <p>事業者は、指定地域相談支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>【共通】</p> <p>事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 交付書面記載事項</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容</p> <p>③ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定地域移行支援の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>○ 利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>○ 提供を拒むことのできる正当な理由</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>※「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。(平成25年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難な場合 等</p>	<p>○ 重要事項説明書</p> <p>○ 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○ 利用者に交付した書面</p> <p>○ 契約内容報告書</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 5 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 社会福祉法第 77 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(1)</p> <p>平 24 厚令 27 第 5 条第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 社会福祉法第 77 条 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(1)</p> <p>平 24 厚令 27 第 6 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(2)</p> <p>平 24 厚令 27 第 7 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(3)</p> <p>平 24 厚令 27 第 8 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(4)</p> <p>平 24 厚令 27 第 9 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(5)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
6 受給資格の確認	<p>【共通】 事業者は、指定地域相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。</p>	いる・いない
7 給付決定の申請に係る援助	<p>【共通】 (1) 事業者は、相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、指定地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	いる・いない
8 心身の状況等の把握	<p>【共通】 事業者は、指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	いる・いない
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>【共通】 (1) 事業者は、指定地域相談支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、指定地域相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	いる・いない
10 身分を証する書類の携行	<p>【共通】 事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 地位相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うこと。</p> <p>○ 利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。</p> <p>○ 身分を証する証書等には、当該指定地域移行支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<p>○ 受給者証(写)</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○アセスメント記録 ○ケース記録</p> <p>○地域相談支援計画 ○ケース記録</p> <p>○地域相談支援計画 ○ケース記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 10 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(6)</p> <p>平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(7)</p> <p>平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 12 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 14 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(8)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
11 サービスの提供の記録	<p>【共通】 (1) 事業者は、指定地域相談支援を提供した際は、当該指定地域相談支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域相談支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域相談支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12 給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>【共通】 (1) 事業者が、指定地域相談支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>【共通】 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、「13 地域相談支援給付費の額等の受領」(1)又は(2)の支払については、この限りでない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
13 給付費の額等の受領	<p>【共通】 (1) 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域相談支援につき法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、(1)・(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>【共通】 (4) 事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
16 地域移行支援計画の作成等	<p>【移行】 (1) 従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画を作成しているか。</p> <p>【移行】 (2) 従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>【移行】 (3) 従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>【移行】 (4) 従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。 この場合において、従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>【移行】 (5) 従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>【移行】 (6) 従事者は、計画作成会議（利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>【移行】 (7) 従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>【移行】 (8) 従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。</p> <p>【移行】 (9) 従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p>【移行】 (10) (2) から (8) までの規定は、(9) の地域移行支援計画の変更について準用しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 地域移行支援計画書の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>○ 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向 ・ 総合的な支援の方針 ・ 生活全般の質を向上させるための課題 ・ 指定地域移行支援の目標及びその達成時期 ・ 指定地域移行支援を提供する上での留意事項 等 <p>○ 従事者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案を作成し、次の手順により地域移行支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活支援定着支援センターにおける担当者を招集して行う会議（計画作成会議）を開催し、地域移行支援計画の原案について意見を求めること。なお、個別支援計画については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。</p> <p>イ 当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること</p> <p>ウ 利用者及び相談支援事業所に対して地域移行支援計画を交付すること</p> <p>エ 適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うこと</p> <p>○ 計画変更に際しても、（２）から（８）によること。</p>	<p>○地域移行支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる書類</p> <p>○面接記録</p> <p>○地域移行支援計画の原案</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>○計画作成会議の記録</p> <p>○地域移行支援計画（利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○利用者に交付した記録</p> <p>○地域移行支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>○(2) から (8) に掲げる確認資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(14)</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 10 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 地域定着支援台帳の作成等	<p>【定着】 (1) 従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しているか。</p> <p>【定着】 (2) 従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>【定着】 (3) 従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>【定着】 (4) 従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>【定着】 (5) 従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p> <p>【定着】 (6) (2) から (4) の規定は、(5) に規定する地域定着支援台帳の変更について準用しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
18 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>【移行】 (1) 事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p> <p>【移行】 (2) 事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
19 障害福祉サービスの体験的な利用支援	<p>【移行】 事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 地域定着支援台帳の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>○ 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境 ・ 緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先 ・ その他の利用者に関する情報 <p>○ 従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。</p>	<p>○地域定着支援台帳</p> <p>○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類</p> <p>○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる書類</p> <p>○面接記録</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第三の 2(2)</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 3 項 平 24 厚令 27 第 42 条第 4 項</p>
<p>○ 台帳見直しに際しても、(2) から (4) によること。</p>	<p>○地域定着支援台帳</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>○(2)から(4)に掲げる確認資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 6 項</p>
<p>○ 利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(15)</p> <p>平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項</p>
<p>○ 事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、従事者が利用者同行による支援を行うこと。</p> <p>従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活支援定着センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 22 条 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(16)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
20 体験的な宿泊支援	<p>【移行】 事業者は、体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であるか。</p> <p>※ 事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>ある・ない</p>
21 常時の連絡体制の確保等	<p>【定着】 (1) 事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>【定着】 (2) 事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
22 緊急の事態における支援等	<p>【定着】 (1) 事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>【定着】 (2) 事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>【定着】 (3) 事業者は、前項の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在中に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であるか。</p> <p>※ 事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>ある・ない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること。 ○ 体験的な宿泊支援について、事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができる。 ○ 事業者は、体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者へ同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。 ○ 従事者は、利用者が入所又は入院する障害者支援施設等又は精神科病院及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 	<ul style="list-style-type: none"> 平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(17) 平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 	<ul style="list-style-type: none"> 平 24 厚令 27 第 43 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第三の 2(3) 平 24 厚令 27 第 43 条第 2 項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 	<ul style="list-style-type: none"> 平 24 厚令 27 第 44 条第 1 項 平 24 障発 0330 第 21 号 第三の 2(4) 平 24 厚令 27 第 44 条第 2 項 平 24 厚令 27 第 44 条第 3 項 平 24 厚令 27 第 44 条第 4 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
23 関係機関との連絡調整等	<p>【移行】</p> <p>事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。</p>	いる・いない
24 給付決定障害者に関する市町村への通知	<p>【共通】</p> <p>事業者は、指定地域相談支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	いる・いない
25 管理者の責務	<p>【共通】</p> <p>(1) 管理者は、従業者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(2) 管理者は、従事者に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	いる・いない
26 運営規程	<p>【共通】</p> <p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定地域相談支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成 29 年 7 月 7 日付け障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の 2 の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 勤務体制の確保等	<p>【共通】 (1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定地域相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、当該事業従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者によって指定地域相談支援を提供しているか。 ただし、「19 障害福祉サービスの体験的な利用支援」及び「20 体験的な宿泊支援」により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域相談支援に係る業務の一部を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>【共通】 (4) 事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>【共通】 (5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 勤務体制の確保 等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>① 指定地域移行支援事業者等の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 <p>② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 <p>※なお、パワーハラスメント防止のための指定地域移行支援事業者等の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>(二) 指定地域移行支援事業者等が講じることが望ましい取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 <ol style="list-style-type: none"> ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 業務継続計画の策定等	<p>【共通】</p> <p>(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※ただし、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○基準第 28 条の 2 は、指定地域移行支援事業者等は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 28 条の 2 に基づき指定地域移行支援事業者等に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○ なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）を参照されたい。</p> <p>○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</p> <p>なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</p> <p>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 	<p>○業務継続計画（BCP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス ・自然災害 	<p>平 24 厚令 27 第 28 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(23)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 業務継続計画の策定等	<p>【共通】</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合、減算対象とされているが、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>【共通】</p> <p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
29 設備及び備品等	<p>【共通】</p> <p>事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定地域移行支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	<p>○職員の研修の記録など</p>	<p>平 24 厚令 27 第 28 条の 2 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条の 2 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p>
<p>○ 事務室は、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。</p> <p>○ 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。</p> <p>○ 設備及び備品等について、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p> <p>○ 事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 29 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号第二の 2(24)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 衛生管理等	<p>【共通】 (1) 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。</p> <p>○ 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	<p>○ 衛生管理等に関する書類</p> <p>○ 衛生管理等に関する書類</p>	<p>平 24 厚令 27 第 30 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2 (25)</p> <p>平 24 厚令 27 第 30 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 30 条 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p>
<p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>➢ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>➢ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u></p> <p>➢ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>○ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	<p>○ 衛生管理等に関するマニュアルなど</p> <p>○ 感染予防に関する職員研修記録等</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該指定地域移行支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➤ なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 ➤ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）</u>を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 ➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
31 掲示等	<p>【共通】 (1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
32 秘密保持等	<p>【共通】 (1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
33 情報の提供等	<p>【共通】 (1) 事業者は、指定地域相談支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
34 利益供与等の禁止	<p>【共通】 (1) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>○ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>○ 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>○ 公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>○ 事業者は、当該事業所の従業員等が、従業員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。</p> <p>○ 利用者又はその家族の同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>○事業所の掲示物</p> <p>○公表していることが分かる書類</p> <p>○従業員及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○従業員及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業者のHP画面・パンフレット</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 31 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(26)</p> <p>平 24 厚令 27 第 31 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 31 条 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(27)</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 33 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 33 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 34 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(28)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
34 利益供与等の禁止	<p>【共通】</p> <p>(2) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはいないか。</p>	いない・いる
35 苦情解決	<p>【共通】</p> <p>(1) 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(3) 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(4) 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(5) 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(6) 事業者は、市又は市長から求めがあった場合には、(3)・(4)・(5)の改善の内容を市又は市長に報告しているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>事例 有・無 いる・いない</p> <p>事例 有・無 いる・いない</p> <p>事例 有・無 いる・いない</p> <p>事例 有・無 いる・いない</p> <p>事例 有・無 いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○「必要な措置」とは、具体的には相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>○同条第2項は、苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○苦情受付簿</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○契約書</p> <p>○事業所の掲示物</p> <p>○苦情者への対応記録</p> <p>○苦情対応マニュアル</p> <p>○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県等への報告書</p> <p>○運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 34 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(29)</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 4 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 5 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 6 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条 第 7 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
36 事故発生時の対応	<p>【共通】 (1) 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>【共通】 (3) 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
37 虐待の防止	<p>【共通】 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。【令和4年度から義務化】</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (※虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>○事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>○事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>○事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p><参考> 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p> <p>○虐待防止委員会の役割は以下の3つがある。</p> <p>① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）</p> <p>② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）</p> <p>③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）</p> <p>>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>>指定地域相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p>	<p>○事故対応マニュアル</p> <p>○市、家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>○虐待防止のための対策委員会の議事録等</p> <p>○虐待に関する職員研修記録等</p> <p>○担当者名の分かる書類等</p>	<p>平 24 厚令 27 第 36 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(30)</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条 第 3 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 の 2 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(31)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
37 虐待の防止		
38 会計の区分	<p>【共通】 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	いる・いない
39 記録の整備	<p>【共通】 (1) 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① サービスを提供した指定地域相談支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域移行支援計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	いる・いない いる・いない
電磁的記録等	<p>【共通】 (1) 事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。</p>	いる・いない
第4 変更の届出等	<p>【共通】 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>【共通】 (2) 事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ 従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>➢ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>➢ なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>○ 第3項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。</p>	<p>○ 収支予算書・決算書等の会計書類</p> <p>○ 職員名簿 ○ 設備・備品台帳 ○ 帳簿等の会計書類</p> <p>○ 左記①～⑤の記録</p> <p>○ 変更届(控) ○ 適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 厚令 27 第 37 条 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(32)</p> <p>平 24 厚令 27 第 38 条 第 1 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用 平 24 障発 0330 第 21 号 第二の 2(33)</p> <p>平 24 厚令 27 第 38 条 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条準用</p> <p>法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58</p> <p>法第 51 条の 25 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第5 サービス費の算定 及び取扱い 基本事項	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、厚告第124号別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。</p> <p>【共通】</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
1 地域移行支援サービス費	<p>注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。</p> <p>➤ 厚生労働大臣が定める基準（平成30厚労告114）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>一 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、1人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。</p> <p>二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第5号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。</p> <p>三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院（法第5条第20項に規定する精神科病院をいう。）、指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等、同条第3号に規定する救護施設等又は同条第4号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント

根拠法令

法第 51 条の 14 第 3 項
平 18 厚告 539 号

1 地域移行支援サービス費

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3, 6 1 3 単位
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3, 1 5 7 単位
- ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2, 4 2 2 単位

平 24 厚告 124
別表第 1 の 1 の注 1
平 30 厚告 114

○ 地域移行支援サービス費

① 地域移行支援サービス費の区分について

（一）地域移行支援サービス費（Ⅰ）については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 30 年厚生労働省告示第 114号）に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。なお、当該事業所の具体的な要件は以下のとおりである。

- ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成 26 年3月31 日 付け 障発 0331 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の（2）のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（以下「対象施設」という。）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が3人以上であること。
- ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 地域移行支援サービス費	<p>注1の2 ハについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>注2 指定地域移行支援事業者が、指定基準第20条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援（指定基準第21条第2項の規定による利用者との対面による支援をいう。以下同じ。）を1月に2回以上行わないで指定地域移行支援を行った場合、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
特別地域加算	<p>注3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条20項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注2に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>注4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114条）第2号の2のイの（4）に規定する拠点コーディネーターをいう。以下同じ。）1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171条）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（第2の1の注1に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所において、1月につき100単位を限度とする。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(二) 地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第114号)に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であつて、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>(三) 地域移行支援サービス費(Ⅲ)については、(一)又は(二)に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p> <p>② 指定地域移行支援に係る報酬の算定について 指定地域移行支援の提供に当たっては、地域相談支援基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 (一) 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条) (二) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(地域相談支援報酬告示第1の1の注2)</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第1の1の注1の2 平 30 厚告 114</p> <p>平 24 厚告 124 別表第1の1の注2 平 18 障発 1031001 第三の1(1)</p>
<p>○特別地域加算 厚生労働大臣が定める地域(平成21厚労告176) 次のいずれに該当する地域とする。</p> <p>一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地</p> <p>五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域</p> <p>九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第1の1の注3 平 21 厚告 176 平 18 障発 1031001 第三の1(2)</p>
<p>○地域生活支援拠点等機能強化加算 事業所の基準は、次のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(4)のいずれにも該当するものであること。 (1) 運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (3) 機能強化型基準に適合していること。 (4) 当該地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、市町村及び拠点関係機関の相互に有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者(拠点コーディネーター)が常勤で1名以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
情報公表未報告減算	注5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
業務継続計画未策定減算	注6 指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
虐待防止措置未実施減算	注7 指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
1の2 ピアサポート体制加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(地域相談支援報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、第二の3【自立生活援助サービス費】の(7)の④の規定を準用する。)</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>□ 次の(1)から(4)のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営していること。</p> <p>(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(4) 当該地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、当該拠点コーディネーターが常勤で1名以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。</p> <p>○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また、施行規則において、市長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。</p> <p>○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては、所定単位数を減算する。ただし、「<u>感染症の予防及びまん延防止のための指針</u>」、「<u>非常災害に関する具体的計画</u>」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。 ・以下の基準に適用していない場合、(令和7年4月1日から)所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置(研修・訓練、必要に応じた計画の変更)を講ずること。</p> <p>○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>○ピアサポート体制加算 100単位 報酬告示第1の1の2のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下「障害者等」という。)であって、指定地域移行支援従事者として従事する者 イ 管理者、指定地域移行支援従事者として従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定自立生活援助事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 5</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 6</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 7</p> <p>平 24 厚告 124 別表 1 の 1 の 2 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1の2 ピアサポート体制 加算		

チェックポイント	根拠法令
<p>(一) 算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</p> <p>(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</p> <p>(イ) イに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</p> <p>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</p> <p>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</p> <p>イ 障害者等の確認方法</p> <p>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</p> <p>(ア) 身体障害者・・・身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者・・・①療育手帳 ②療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>(ウ) 精神障害者</p> <p>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</p> <p>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p> <p>④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</p> <p>⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者・・・医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法</p> <p>(二) 手続</p> <p>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。</p> <p>また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1の3 初回加算	<p>注 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
2 集中支援加算	<p>注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。（1の注2の場合を除く。）</p> <p>ただし、3の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。</p>	<p>いる・いない</p>
3 退院・退所月加算	<p>注1 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。</p> <p>2 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 初回加算 500単位</p> <p>➤ 初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 3 の注</p> <p>平 18 障発 1031001 第三の 1 (3)</p>
<p>○ 集中支援加算 500単位</p> <p>集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の注 平 18 障発 1031001 第三の 1 (4)</p>
<p>○ 退院・退所月加算 2,700単位</p> <p>➤ 注1の退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。</p> <p>また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるものであること。</p> <p>この場合において、結果として翌月に当該者が退院又は退所しなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>➤ 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合 (二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合 (三) 死亡による退院、退所等の場合</p> <p>➤ 注2は、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注 1</p> <p>平 18 障発 1031001 第三の 1 (5)</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
4 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（1の注2に定める場合を除く。注2において同じ。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>➤厚生労働大臣が定める基準 （平成18厚労告551・第9号・イ） 指定地域相談支援基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
5 体験宿泊加算	<p>注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合（1の注2及び注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）にイ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○障害福祉サービスの体験利用加算</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) 500単位</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) 250単位</p> <p>障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて</p> <p>➤ 障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p> <p>➤ 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>➤ 市町村により地域生活支援拠点等としての位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 1 平 18 障発 1031001 第三の 1 (6)</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 2</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 3</p> <p>平成 18 厚労告 551 ・第 9 号・イ</p>
<p>○体験宿泊加算</p> <p>イ 体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位</p> <p>ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位</p> <p>体験宿泊加算の取扱いについて</p> <p>➤ 体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。</p> <p>ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>➤ 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 1 平 18 障発 1031001 第三の 1 (7)</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 体験宿泊加算	<p>注3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算（Ⅰ）又はロの体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>➤ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18厚労告551・第9号・ロ） 指定地域相談支援基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。 なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。 ➤ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。 ➤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも1晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。 ➤ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。 なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。 ➤ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 3 平成 18 厚労告 551・第 9 号・ロ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
6 居住支援連携体制 加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
7 地域居住支援体制 強化推進加算	<p>注 指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○居住支援連携体制加算 35単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定地域相談支援事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 ➢ 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的な状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応等に関する情報であること。 ➢ 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 ➢ 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ➢ 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 	<p>平24厚告124 別表第1の6の注</p>
<p>○地域居住支援体制強化推進加算 500単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 ➢ 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 ➢ 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。 また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 	<p>平24厚告124 別表第1の7の注</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 315単位</p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(Ⅰ) 734単位</p> <p>(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 98単位</p> <p>○ 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>➤ 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>➤ ロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>➤ ロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援費(1)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</p> <p>➤ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>➤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>➤ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>➤ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定地域定着支援事業所の場合イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p>○ 指定地域定着支援に係る報酬の算定について</p> <p>指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等(第42条第3項)</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(第43条第2項)</p>	<p>平24厚告124 別表第2の注1</p> <p>平24厚告124 別表第2の注2 平18障発1031001 第三の2(2)</p> <p>平24厚告124 別表第2の注2の2</p> <p>平24厚告124 別表第2の注2の3</p> <p>平24厚告124 別表第2の注3 平18障発1031001 第三の2(1)</p> <p>平24厚告124 別表第2の注4 平18障発1031001 第三の2(3)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>注5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100単位を限度とする。</p>	いる・いない
情報公表未報告減算	<p>注6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
業務継続計画未策定減算	<p>注7 指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
虐待防止措置未実施減算	<p>注8 指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
2 ピアサポート体制加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3【自立生活援助サービス費】の(7)の④の規定を準用する。)</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○地域生活支援拠点等機能強化加算 > P43～P45 参照</p> <p>○情報公表未報告減算 > P43 参照</p> <p>○業務継続計画未策定減算 > P43 参照</p> <p>○虐待防止措置未実施減算 > P43 参照</p> <p>○ピアサポート体制加算 100単位</p> <p>報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。）であって、指定地域定着支援従事者として従事する者</p> <p>イ 管理者、指定地域定着支援従事者として従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p> <p>（一）算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</p> <p>（ア）都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</p> <p>（イ）イに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</p> <p>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</p> <p>イ 障害者等の確認方法</p> <p>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</p> <p>（ア）身体障害者・・・身体障害者手帳</p> <p>（イ）知的障害者・・・①療育手帳 ②療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>（ウ）精神障害者</p> <p>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳</p> <p>②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</p> <p>③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p> <p>④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</p> <p>⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の注 5, 注 6, 注 7, 注 8</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 2 の 2 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 ピアサポート体制 加算		
3 日常生活支援情報 提供加算	<p>注 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4 居住支援連携体制 加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(工) 難病等対象者・・・医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法</p> <p>(二) 手続</p> <p>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。</p> <p>また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>○日常生活支援情報提供加算 100単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。 ➢ 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）を指すものである。 ➢ 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 ➢ 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 <p>○居住支援連携体制加算 35単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定地域相談支援事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 ➢ 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 	<p>平 24 厚告 124 別表第 2 の 3 の 注</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 2 の 4 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
4 居住支援連携体制 加算		
5 地域居住支援体制 強化推進加算	<p>注 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p> > 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 </p> <p> > 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 </p> <p> > 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 </p> <p> ○地域居住支援体制強化推進加算 500単位 </p> <p> > 地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 </p> <p> > 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 </p> <p> > 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 </p>	<p> 平 24 厚告 124 別表第 2 の 5 の 注 </p>